

新人委第 863 号  
平成 21 年 2 月 10 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会  
委員長 丸山 正

人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について

標記について、下記により実施することができることとしたので通知します。

記

- 1 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 29 号。以下「規則」という。）別表第 2 の級別資格基準表において基準を別に定めることとされている職務の級に，かつて属していた職員のうち，人事交流等により，異動し，又は退職し，引き続いて次に掲げる者（非常勤である者を除く。以下「国家公務員等」という。）となり，かつ，国家公務員等として引き続き在職した後引き続いて再び職員となった者の職務の級については，級別資格基準表に定める基準に従ったものとして，規則第 10 条第 1 項の規定により当該異動又は退職前に属していた職務の級に決定することができる。
  - (1) 国家公務員
  - (2) 新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号。次項において「給与条例」という。）第 4 条第 1 項の俸給表の適用を受けない地方公務員
  - (3) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社，地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社に勤務する者
  - (4) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員
  - (5) 国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人又は沖縄振興開発金融公庫の職員及び特別の法律の規定により国

国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する  
公庫等職員とみなされる者

- (6) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（同条第 2 項に  
規定する特定独立行政法人を除く。）又は国家公務員退職手当法施行令第 9 条  
の 4 各号に掲げる法人の役員（第 2 号に掲げる者を除く。）
- 2 かつて職員であった者のうち、人事交流等により、異動し、又は退職し、引  
き続いて国家公務員等となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後  
引き続き再び職員となった者に対して規則第 10 条第 1 項の規定を適用する  
場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、同条第 2  
項の規定により、級別資格基準表に定める必要経過年数に 100 分の 80 以上 100  
分の 100 未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経過年  
数とすることができる。
- 3 かつて職員であった者のうち、人事交流等により、異動し、又は退職し、引  
き続いて国家公務員等となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後  
引き続き再び職員となった者の号俸については、規則第 17 条の規定により、  
当該異動又は退職がなく継続して職員であったものとして、当該異動又は退職  
の直前に受けていた号俸（当該異動又は退職の日が平成 18 年 3 月 31 日以前で  
ある者にあつては、その直前に受けていた号俸又は俸給月額及び当該号俸又は  
俸給月額に係る次期昇給予定の時期）を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及  
びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の規定を適用して再計算  
した場合に、その者が再び職員となった日に受けることとなる号俸を超えない  
範囲内で決定することができる。この場合において、その者が当該異動又は退  
職の直前に適用されていた俸給表と異なる俸給表を適用される職員となつた  
ときは、当該異動又は退職の直前に再び職員となつた日に適用を受ける俸給表へ  
の異動があつたものとして取り扱うものとする。
- 4 前項の規定により号俸を決定された職員の当該号俸決定の日後の最初の昇  
格について、その者の経過年数が昇格させようとする職務の級についての級別  
資格基準表に定める必要経過年数（ただし、勤務成績が特に良好である職員に  
ついては、当該年数に 100 分の 80 以上 100 分の 100 未満の割合を乗じて得た年  
数とすることができる。）に達しており、かつ、その者が昇格前の職務の級に在  
級している期間と規則第 17 条の規定を適用して号俸を決定する際の計算の過  
程において当該職務の級に決定されるとみなされた日以後の期間（異動又は退  
職前の当該職務の級に在級した期間を含む。）とを合算した期間が 1 年以上ある  
ときは、規則第 19 条第 4 項ただし書の規定によりその者を昇格させることが  
できる。
- 5 第 2 項、第 3 項前段及び前項の規定は、国家公務員等（かつて職員であった  
者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続き国家公務員等とな

ったものを除く。)から人事交流等により、引き続いて職員となった者の号俸の決定等について準用する。この場合において、第2項及び第3項前段中「かつて職員であった者のうち、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて国家公務員等となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後引き続いて再び職員となった者」とあるのは、「国家公務員等(かつて職員であった者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて国家公務員等となったものを除く。)から人事交流等により、引き続いて職員となった者」と、同項前段中「当該異動又は退職がなく継続して職員であったものとして、当該異動又は退職の直前に受けていた号俸(当該異動又は退職の日が平成18年3月31日以前である者にあつては、その直前に受けていた号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額に係る次期昇給予定の時期)」とあるのは「新たに国家公務員等となった時から新たに職員となった時の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、新たに国家公務員等となった時に新たに職員となったものとした場合に受けることとなる初任給」と、「適用して再計算」とあるのは「適用」と、「が再び」とあるのは「が新たに」と、第5項中「期間(異動又は退職前の当該職務の級に在級した期間を含む。)」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 前3項の規定による職員の号俸の決定又は昇格については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。